

イギリス2010年平等法注釈（5）

鈴木 隆

島大法学第55巻第2号抜刷〔翻訳〕

2011年8月

# イギリス2010年平等法注釈（5）

鈴木 隆

## 緒言

### 序

#### 条文の解釈

第1部：社会経済的不平等

第2部：重要な概念（以上、54巻1・2号）

第3部：サービスと公務

第4部：施設

第5部：労働（以上、54巻3号）

第6部：教育

第7部：団体

第8部：禁止行為：附随

第9部：執行（以上、54巻4号）

第10部：契約等

第11部：平等の進捗

第12部：障害者：交通機関

第13部：障害：その他（以上、55巻1号）

第14部：一般的例外

第15部：家族の財産

第16部：一般とその他

附則1：障害：補足規定

附則2：サービスと公務：合理的調整

附則3：サービスと公務：例外

附則4：施設：合理的調整（以上、本号）

## 第14部：一般的例外

### 第191条：法規定

#### 効果

613 本条は、附則22に効果を与え、同附則は、法律上要求される場合に、別段、法の特定の部により違法とされる異なる取扱いを認める。同附則はさらに、妊娠中の女性自身の保護のために彼らの異なる取扱いを認め、特定の宗教・信条の人々が所定の教育上の地位に任命されることを認める。同附則はまた、王室の雇用についての準則が国籍に基づく異なる取扱いを規定することを認める。

### 第192条：国家安全保障

#### 効果

614 本条は、法が国家安全保障を保護するために釣り合いの取れたあらゆることを行うことを違法にしないことを保障する。

#### 背景

615 本条は、一部の分野での障害者差別または性差別を免除する例外を狭めることにより、従前の立法における類似の例外を置き換える。初めて、本条は、労働以外の年齢および性的傾向差別に関する国家安全保障の例外を規定する。

#### 例

- ・特定の国籍の者に高度な機密情報に対するアクセスを拒否することは、テロリストの攻撃に対して保護するために釣り合いが取れている場合には、法の下での違法な人種差別ではない。

### 第193条：慈善事業

#### 効果

616 本条は、慈善事業の慈善文書に沿っていて客観的に正当化されるまたは不利益を防止または補償することである場合、同一の保護される特徴（たとえば、性、性的傾向または障害）を共有する人々にのみ慈善事業が利益を供与することを認める。慈善事業が利益享受者の皮膚の色に照らしてその利益

享受者を制限することは違法のままである—そして慈善事業が制限する場合、あたかもその制限が存在しなかったようにその慈善文書は適用されることになる。

617 規則で定められる同じ種類の一または複数の障害を持つ人々のためだけの保護雇用の仕組みを人々が提供することを本条が認めて、政府が同意する場合を除いて、保護される特徴を共有する人々に雇用、下請労働または職業訓練からなる給付を制限することを慈善事業はしてはならない。

618 2005年5月18日より以前から特定の慈善事業がメンバー資格の条件として宗教・信条を承認し、メンバー資格自体がそのような条件に服さないところでは特定の慈善事業が宗教・信条を承認しない場合にメンバーに給付へのアクセスを拒否する場合に、本条は、特定の慈善事業がそうすることを認める。本条は、慈善事業を促進するまたは支援する目的のための単一の性の活動（女性のための市民マラソンのような）を認め、法に矛盾しないで、慈善文書に述べられていることを考慮して、慈善事業の監督者が慈善事業の利益のためにその任務を果たすことを認める。

#### 背景

619 本条は、同一の性、人種グループ、宗教・信条または性的傾向の人々だけに慈善事業が利益を供与することを認める従前の立法における別々の例外を置き換えて調和させる。そして本条は、これらの線に沿って同一の年齢グループまたは同一の障害を持つ人々にのみ利益を供与する慈善事業のための新しい例外を創設する。本条はまた、従前の差別禁止法における慈善事業のためのその他の例外の効果を複製し、男性または女性に制限される慈善事業を促進するまたは支援する活動に参加することを認める7項の新しい例外を創設する。

#### 例

- ・女性協会が女性だけに教育の機会を提供することは、適法である。
- ・RINB（王立盲人協会）がその他の障害者に優先して視覚損傷者を雇用するまたは特別の便宜を供与することは、適法である。

- ・地域社会の黒人のメンバーに利益を供与することを可能にする慈善文書は、その地域社会のすべてのメンバーにその利益が供与されることを実際に可能にする。
- ・スカウト協会が神との義務を果たすために最善を尽くすことを約束するために子どもにスカウトに加入することを要求することは、適法である。
- ・イギリス癌調査のために募金する女性のみの催し物である Race for Life は、適法である。

#### 第194条：慈善事業：補足

##### 効果

620 本条は、193条が皮膚の色を理由に慈善事業がその給付を人々に制限することを認めないことを明確にする。

621 本条は、「慈善事業」により意味されることと193条で使用される関係する表現を説明する。

#### 第195条：スポーツ

##### 効果

622 身体的強さ、スタミナまたは体格が成功または失敗を決定する大きな要素であり、一方の性が異性と比較して一般的に不利益である男女のための別々のスポーツ競技が組織されることを継続することを本条は認める。公正または安全な競技を維持するためにこれが必要であるが、別段、そうではない場合、そのような競技に性転換者の参加を制限することを本条はさらに適法とする。

623 加えて、本条は、国内のスポーツチーム、地方または地域のクラブまたは関係団体の既存の選抜の仕組みが継続することを認める。国籍、生誕または居住地に関する要件を満たす者に参加が制限される「閉鎖的な」競技も本条は保護する。

##### 背景

624 本条は、従前の立法の類似の規定を置き換える。

## 例

- ・必ずしも年少な少年・少女ではなくても、男女が別々の100メートル競走を競技することは、適法になる。
- ・県のテニス選手権大会の参加者にその県で誕生したことまたは事前に最低期間住んでいたことを要求することは、適法になる。

## 第196条：一般

## 効果

625 本条は附則23に効果を与え、同附則は、法律または政府により授権される行為、宗教・信条に関係する組織、欧州経済地域に居住しない人々に提供される宿泊施設と訓練を対象とする差別とハラスメントの禁止の多くの一般的な例外を含む。

## 第197条：年齢

## 効果

626 労働と継続・高等教育に関するものを除き、年齢を理由とする人々に対する差別の禁止の例外を定める命令を閣内大臣が制定することを本条は可能にする。これらの例外は、この権限の下で制定される命令において定められるように、特定の行動または行為、特定の目的のために行われるもの、もしくは特定の仕組みの下で行われるものに関係することができる。命令は、閣内大臣または財務省が指針を発給すること、その指針に関する協議そしてその指針に言及する要件の賦課を規定することができる。指針は、否認手続に服する追加の命令に特定される日に施行されることになるので、国会は、その指針の権限の特定の行使を検討する機会を持つ。

## 背景

627 これは、サービスの供給と公務の行使における年齢差別に関する新しい禁止の例外がつくられることを認めることを目的とする新しい規定である。

## 例

- 628 適切な年齢に基づく取扱いは、以下を含む。
- ・高齢者と若年者のための割引運賃

- ・ 臨床的証拠に基づく特定の年齢グループの人々を対象にした癌検査のような病気の予防プログラム
- ・ 合理的で危険の重要な相違の適切な証拠に基づく年金算定と保険プログラムにおける年齢格差
- ・ 特定の年齢グループのための休日。

### 第15部：家族の財産

第198条：妻を扶養する夫の義務の廃止

効果

629 本条は、妻を扶養する夫のコモンロー上の義務を廃止する。

背景

630 生活に必要なものを妻に供給する夫のコモンロー上の義務は、妻が財産を保有し契約を締結する能力を持つことを妨げる現在は廃れた法準則の結果であった。妻が夫を扶養する同等のコモンロー上の義務はない。しかしながら、夫婦が相互に扶養することを要求する適切な法律の規定が現在はある。扶養するコモンロー上の義務は、仮にあるとしてもほとんど実際に適用されない。

例

- ・ 婚姻のそれぞれの当事者は、その配偶者が彼らまたは家族のいずれかの子どもに合理的な扶養を提供しなかったことを理由に、1978年家庭内関係事件・治安判事裁判所法または1973年婚姻関係事件法の下で他方当事者に対し財政提供命令を求めて裁判所に申し立てることができる。もはや夫が妻を扶養する追加のコモンロー上の要請はない。

第199条：前渡しの推定 (presumption of advancement)の廃止<sup>(註)</sup>

効果

631 本条は、コモンロー上の前渡しの推定を廃止する。この廃止は、本条が施行される前に行われた譲渡には影響しない。

## 背景

632 前渡し の推定は、逆の証拠がない限り、妻、子どもまたは婚約者に財産を譲渡する男性は、その財産の贈与の受贈者をつくっているとの推定であった。この推定は、通常の原則—ある者が無償で別の者に財産を譲渡する場合、贈与が意図されたという証拠がない限り、受領者は、譲渡者のためにその財産を信託で保有していると推定される—の例外として機能した。

633 女性が夫、子どもまたは婚約者に財産を譲渡した場合に、前渡し の推定は適用されなかった。

## 例

- ・夫が妻に財産を譲渡する。贈与が意図されたという証拠がない限り、彼女は夫のためにその財産を信託で保有していると推定される。

第200条：1964年既婚女性財産法の改正

## 効果

634 本条は、1964年既婚女性財産法1条を改正する結果、家計費に由来する金銭と財産は、逆の合意がない場合に、誰が家計費を支払ったか受け取ったかにかかわらず、夫と妻の均等の持ち分により負担されることになる。本条は、本条が施行される前に支払われた家計費には適用されない。

## 背景

635 1964年既婚女性財産法の下で、夫が妻に家計費を支払った場合、家計費に由来する金銭または財産は（逆の合意がない場合）、夫と妻に均等の持ち分で帰属するとみなされた。しかし1964年法は、妻により夫に支払われた家計費について沈黙した。

## 例

- ・妻が夫に家計費を支払う。彼らが別段合意しない限り、家計費とそれから購入された財産は、等しく共有されることになる。

第201条：シビル・パートナー：家計費

## 効果

636 本条は、2004年シビル・パートナーシップ法に新しい70A条を挿入する。



新しい条文は、(法により改正された)1964年既婚女性財産法1条をシビル・パートナーにより支払われた家計費に適用する結果、家計費に由来する金銭と財産は、均等の持ち分で双方のシビル・パートナーに帰属するとみなされる。

#### 背景

637 2004年シビル・パートナーシップ法は、夫と妻に関する法規定のほとんどを複製する。しかしながら、1964年既婚女性財産法1条の規定が夫から妻に対する家計費を扱うのみでいずれかの配偶者による家計費を扱わないことにおいて、それらの規定がジェンダーを特定する限り、シビル・パートナーのためにそれらの規定を複製することは可能ではなかった。

#### 例

- ・女性が彼女のシビル・パートナーに家計費を支払う。彼らが別段合意しない限り、家計費とそれから購入された財産は、等しく共有されることになる。

### 第16部：一般とその他

#### 第202条：宗教施設におけるシビル・パートナーシップ

##### 効果

638 本条は、イングランドとウェールズにおいてシビル・パートナーシップが宗教施設に登録されることの禁止を廃止し、「宗教施設」の定義を廃止することによって、2004年シビル・パートナーシップ法6条を改正する。

639 本条はまた、シビル・パートナーシップの登録のための施設の承認についての規則を制定する権限を含む2004年シビル・パートナーシップ法6A条を改正し、そのような規則が市民の婚姻の登録のために承認される施設とは別の施設がシビル・パートナーシップの登録のため承認されること、そして別の種類の施設のために別の規定が制定されることを規定することができることを明確にする。とくに、特定の宗派に関して、シビル・パートナーシップが施設のいずれかで登録されることのできるか否かを決定する権限を持つ

者を規則が定めることを本条は可能にし、2004年シビル・パートナーシップ法は、宗教施設がシビル・パートナーシップを受け入れることを希望しない場合には、宗教施設にそうすることを義務づけないことを明確にする。

640 本条はさらに、6A条に「市民の婚姻」と「宗教施設」の定義を挿入する。双方の定義は、2004年シビル・パートナーシップ法の既存の定義と同一である。

#### 背景

641 2004年シビル・パートナーシップ法は、シビル・パートナーシップの登録が宗教施設で行われることの明示の禁止を含んでいた。シビル・パートナーシップの登録のための施設の承認を統轄する規則は、2005年婚姻・シビル・パートナーシップ（承認施設）規則である。同規則は現在、シビル・パートナーシップのための規定を市民の婚姻のための規定に揃える。

#### 例

- ・6A条の下の規則は、たとえば、イングランド教会がイングランド教会の教会会議の同意によってのみシビル・パートナーシップの登録のために承認されることができることを規定することができる。
- ・その目的のために承認されていない教会でシビル・パートナーシップを登録することを希望するカップルは、彼らがそこで登録を保有することを認めるように教会の責任者に要求することはできない。彼らは、これを可能にする承認を求めることを教会に責任を負う宗派に要求することはできない。

#### 第203条：調和

#### 効果

642 欧州法により要求される変更が、別段一貫しない規定をもたらすことになる場合には、法と2006年平等法にわたる一貫性を保障するために、閣内大臣が命令によりこれらの法律を改正することを本条は可能にする。1972年欧州共同体法2条2項a号は、閣内大臣が規則または命令によりEU法の規定から生じる権利または義務に効果を与えることを認める。法とイギリスの平等

法の規定が単一の基礎に基づいてある部門をいっそう一般的に扱う場合、対象とされる事項の一部は、EU法の範囲に入らないので2条2項a号の範囲外になる。たとえば、人種差別に関するEU法の規定の下で扱われないがイギリスの規定により対象とされる国籍と皮膚の色の場合にこれは生じる。1972年欧州共同体法2条2項b号は、これらの事情において同法の関係するすべての部分の改正を認めない。なぜならばいわゆる国籍または皮膚の色に関して要求される変更は、EUの義務に影響するまたはそれから生じることはないからである。差別禁止法に対する統一のアプローチを維持するために、このような権限を持つことが必要であり、その結果、適切な場合において新しいEU法の義務により影響を受けない法の領域に改正を行うこともできる。

643 閣内大臣は、政府の提案に関する関係当事者との協議を経てのみこの権限を行使することができる。その協議が閣内大臣に対しそのような提案の変更を検討することを促す場合、これらの変更は、閣内大臣が適切と考えるような追加の協議の主題にならなければならない。その協議を経て、閣内大臣は、204条の要件に従って行動しなければならない。

644 閣内大臣は、この権限の行使について2年毎に国会に報告しなければならない。

#### 背景

645 これは、欧州法により対象とされる法の分野と国内に起源を持つ分野が、従前の立法の場合のように、調和しないことにならないことを保障することを目的とする新しい規定である。

#### 例

- ・人種指令に関する追加の欧州司法裁判所の判決が、間接差別の定義を変更する改正を要求する。EU法が適用される法の人種の要素に関するのと同様に、法の「皮膚の色と国籍」の人種の要素にそのような改正が適用されることを保障するためにこの権限が行使されることができる。

第204条：調和：手続

## 効果

646 本条は、203条の下での協議を経て閣内大臣が遵守すべきである手続を定める。

647 閣内大臣は、審議と承認のために、国会各院に提出される命令案とならんで協議の認定に関する説明報告を提出しなければならない。説明報告は、規定を調和させる理由と203条の権限を行使する条件が充足される理由を含まなければならない。説明報告はまた、協議、回答および回答に対応して行われた変更の詳細を示さなければならない。本条はまた、内密に提供された意見に関する情報の開示に対する保護を規定する。

648 閣内大臣は、最低協議期間の12週が経過するまでは国会にいかなる文書も提出してはならない。

第205条：王権への適用

## 効果

649 本条は、大臣、政府省庁および特定の法定機関—総称して王権—に法がどのように適用されるかを定める。本条は、国王主権の私的な権限には影響しない。

## 背景

650 本条は、従前の立法の類似の規定の効果を複製する。原則は、そうではない十分な理由がない限り、選出されるものと行政上の双方の政府の機構は、ほかの各人と同様に法に服すべきであることである。本条はまた、王権に対して提訴するための従前の差別禁止立法における仕組みを複製する。

## 例

- ・その他の使用者が法の下で人種を理由に被用者を差別することを禁止されるのと正しく同様に、使用者としての政府省庁は、人種を理由に職員を差別してはならない。

第206条：情報社会サービス

## 効果

651 本条は、附則25に効力を与え、同附則は、グレートブリテンで設立され

た情報社会サービスのプロバイダーに法を適用させる（附則25の注釈を見よ）。

#### 背景

652 附則25の規定は、新しい。

#### 第207条：権限の行使

#### 効果

653 本条は、法の下で二次的立法を制定する権限について規定する。別段規定されない限り、これらの権限は、閣内大臣により行使され、制定法的文書になる。本条はまた、命令と規則は別々の状況を別々に扱い、新しい規定への経過を扱う結果的ならびにその他の規定を含むことができると規定する。

654 一部の場合に、結果的規定を制定する権限は、197条（年齢）と216条（開始）に関して法を含む法律を改正するために行使することができる。たとえば、法が国王の裁可を受けた以降、法が施行される前に成立したその他の立法への言及を最新のものにすることが必要である場合に、この権限は、法に結果的改正を行うことを可能にする。

655 経過規定と結果的改正のような特定の条文の開始に関して扱うことが必要である事項が複数の命令において扱われ、必要ならば、別々の時期に別々の手続により扱われることを本条はさらに可能にする。たとえば、確認手続を要求する一次的立法の結果的改正が、国会手続を要求しないその他の規定とは別の開始命令において扱われることを本条は可能にする。

656 本条はさらに、国会の否認手続が82条の下で制定される枢密院令に適用されることを規定する。

#### 背景

657 立法権限を委任するあらゆる法律についてと同様に、本条は、大臣がそのような委任された権限をどのように行使するのかに関する仕組みを定めるために必要である。これは、一次的立法を改正する権限を付与する多くの規定を有する大規模な法律である。法の多くは、従前の立法の統合と調和を含む結果、結果的改正が可能である範囲は、限られる見込みである。一次的立法に結果的改正を行う権限を含む一次的立法を改正する権限を一か所に規定

することが便宜的であると考えられる。また、その他の立法によく見られる種類の一般的に広範な権限を持つことは、結果的改正を行う権限が要求される場合には複製物を生み出し、そうでない場合には疑いを生じることになると考えられる。法で使用される形態の権限は、結果的改正のために別々の命令を認め、通例の種類の一般的な結果的権限の同じ結果を実際にはもたらすことになる。

#### 第208条：閣内大臣等

##### 効果

658 本条は、法の下で閣内大臣または財務省が制定することができる規則と命令に適用される国会手続を定める。

##### 背景

659 二次的立法を制定する権限を含まいかなる法律とも共通して、本条は、国会が法における権限の行使をどのように制御するのに関する仕組みを定めるために必要である。本条は、（法から結果的に生じる法律を含む）いかなる法律、スコットランド議会のいかなる法律またはウェールズ国民議会のいかなる法律をも改正するいかなる文書も確認決議手続のみを利用して制定されると規定する。一部の例外がある。少数のその他の場合—たとえば、使用者に男女の賃金格差を公表することを要求することを導入するために78条の下で規則が制定される場合、確認決議手続も利用されなければならない、関係する命令または規則は、施行前に、国会両院により承認されなければならない。

#### 第209条：ウェールズの大臣

##### 効果

660 本条は、法の下でウェールズの大臣が制定する規則と命令に適用される国会手続を定める。

661 公的機関または国境を跨ぐ機関に社会経済的または公的部門の平等特定義務を課す文書を含む少数の文書は、施行の前に、ウェールズ国民議会により検討されなければならない。残りの文書は、同議会により検討されること

が自動的には必要ないが、ほとんどの場合にその反対になり、その場合には審議が行われることになる。

#### 背景

662 二次的立法を制定する権限を含むいかなる法律とも共通して、本条は、規則と命令を制定する者（通例は大臣）、規則と命令の効力が特定の事情に従ってどのように変わるのか、そして国民議会のための仕組みが規則と命令の行使を制御することを定めるために必要である。

#### 第210条：スコットランドの大臣

#### 効果

663 本条は、法の下でスコットランドの大臣が制定する規則と命令に適用される国会手続を定める。

664 公的機関または国境を跨ぐ機関に社会経済的または公的部門の平等特定義務を課す文書を含む少数の文書は、施行の前に、スコットランド議会により審議されなければならない。残りの文書は、同議会により審議されることが自動的には必要ないが、ほとんどの場合にその反対になり、その場合には審議が行われることになる。

#### 背景

665 二次的立法を制定する権限を含むいかなる法律とも共通して、本条は、規則と命令を制定する者（通例は大臣）、規則と命令の効力が特定の事情に従ってどのように変わるのか、そして議会のための仕組みが規則と命令の行使を制御することを定めるために必要である。

#### 第211条：改正、廃止および取消

#### 効果

666 本条は、附則26と27に効力を与える。附則26は、法の規定の結果として必要であるその他の一次的立法の改正を含む。附則27は、法の関係規定が施行される場合に効力を有することを停止することになる従前の立法の規定を掲げる。

#### 第212条：一般的解釈

## 効果

667 本条は、法の複数の部において現れる多様な用語と言い回しにより意味されるものを説明する。

## 背景

668 法の重要な目的は、差別禁止法を平明なことばで提示することであり法で使用されるほとんどの用語は通常に明白な意味を持つが、法で幾度か使用される一部の用語と言い回しの特定の法的意味を明確にすることがときには必要である。

669 1項の「害」の意味を拡張する5項は、性的傾向のハラスメントの明示の禁止は、たとえば学校に適用されないにもかかわらず、自己の性的傾向の結果として学校の職員によりいじめを受ける生徒は、そのいじめが生徒が被「害」を受ける原因であった場合に、直接差別の訴えを提起することができることを明確にする。

670 その他の重要な用語と言い回しは、法の1つの部または章においてのみ現れる。必要などころではこれらの用語と言い回しが現れる部または章においてそれらは定義される。その他の用語と言い回しは、明確である、または1978年解釈法に従って解釈されるべきであることから、まったく定義されない。

第213条：出産休暇への言及等

## 効果

671 本条は、法で言及される出産休暇の様々な期間により意味されるものを説明する。

## 背景

672 法定出産休暇の女性被用者の権利は、1996年雇用権利法に規定される。強制的出産休暇、普通出産休暇、付加的出産休暇は、それぞれ同法の72条1項、71条1項、73条1項に規定される出産休暇の3つの種類である。

第214条：定義された表現の索引



## 効果

673 本条は、附則28に効力を与え、同附則は、法で定義される表現の索引を提供する。

## 第215条：金銭

## 効果

674 本条は、財政問題に関する手続準則を遵守するために含まれる。本条は、それ自体、法のほかのところで対象とされない支出を承認しない。

## 第216条：開始

## 効果

675 本条は、法の規定が施行されるべき日を定める。特定の規定は、法が国王の裁可を受けた日に自動的に施行された。たとえば、開始、短い標題、従属立法および解釈に関する条文。法の残りの条文は、閣内大臣により制定される開始命令により施行されることになる。例外として、家族財産に関する条文（第15部）は、大法官により制定される開始命令により施行されることになる。それらの命令は、特定の規定が法的効力を持つことを開始する日を定める。

## 第217条：適用範囲

## 効果

676 本条は、法の規定の全部がイングランドとウェールズの法の一部であることを説明する。

677 190条（賃貸住宅の改善）と第15部（家族財産）を除く法の規定の全部は、スコットランド法の一部である。

678 北アイルランドに関して、以下の例外を除き法は北アイルランド法の一部ではない。

- ・ 82条（沿岸労働）
- ・ 105条 3 項と 4 項（2002年性差別禁止（選挙候補者）法の期間満了）
- ・ 199条（前渡しの推定の廃止）

## 第218条：短い標題

効果

679 本条は、法の短い標題を定める。

### 附則1：障害：補足規定

効果

680 本附則の第1部は、6条の障害の定義を明確にし、要求される場合後日その定義が改正されることを可能にするための多くの規則制定権限を規定する。

681 第2部は、障害の定義について指針に含まれることができるものを定め、指針を考慮に入れることを義務づけられる裁定機関、指針を発展させて公表することにおける大臣の役割、関係する議会手続を定める。

背景

682 本附則は、1995年障害者差別禁止法の類似の規定を置き換える。しかしながら、人が障害者であるか否かを考える際に、動作、会話、聴力または視力のような8つの能力のリストを考える要件を削除することにより、法は、1つの変更を導入する。この変更は、一部の人が障害者の定義を満たすことを示すことをいっそう容易にする。これらの能力の1つを含む通常の日常活動を遂行する能力に彼らの損傷が悪影響を及ぼすことを証明することが困難であることを現在見出す人々をこの変更は援助することになる。

例

683 抑うつである男性は、最も簡単な任務または決定さえ困難であると認める。たとえば、朝起きること、顔を洗うことや着替えること。彼はまた忘れやすく先のことを計画することができない。一緒になってこれらは、通常の日常活動を遂行する彼の能力に対する「実質的な悪影響」になる。その男性は、2年間にわたりこの抑うつの中の多くの別々の期間を経験し、それは重要な精神保健の状態の一部として診断された。したがってその損傷は、「長期」であると考えられ、彼は、法の目的のための障害者である。

## 附則2：サービスと公務：合理的調整

### 効果

684 本附則は、障害者が実質的不利益を受ける場合20条の合理的調整を行う義務がサービス供給者または公務を遂行する者にどのように適用されるかを説明する。本附則は、「実質的不利益」、「物理的特徴」の定義を含み、その義務はサービスの本質に対する根本的な変更を要求しないことを定める。その義務は一般的に障害者に対して負うので、サービス供給者と公務を遂行する者が障害者のニーズを予測して適切な合理的調整を行わなければならないことを意味する予測的義務がそれである。

685 本附則はさらに、20条の合理的調整を行う義務が輸送車両の操業者にどのように適用されるかを説明する。本附則は、その義務は、様々な方法で様々な種類の車両に適用されることを定める。本附則は、輸送サービスの供給者は、所定の事情を除いて、車両の物理的特徴または車両が供給されるか否かに調整を行うことを要求されないと規定する。本附則は、将来この条文に追加の改正が行われることを認めるために規則を制定する権限を規定する。

### 背景

686 本附則は、1995年障害者差別禁止法の類似の規定を置き換える。

### 例

- ・全国チェーンの大規模店の支配人は、合理的調整を行う義務を遵守するために、傾斜路、自働入り口扉、聴覚誘導ループを設置し、補助犬に関して「犬禁止方針」を放棄する。
- ・聾である証人に面接するとき警察官は公務を遂行している。面接のために手話通訳者を手配することは、合理的調整になる。
- ・ビュッフェまたは食堂車に入ることができない障害者のために代替りの配膳サービスを手配する、または乗客が感覚的または身体障害を持つ場合職員からの援助を提供することは、鉄道サービス供給者にとって合理的調整になる。

**附則3：サービスと公務：例外**

687 本附則は、法29条に定められるサービスを供給するまたは公務を遂行する際に差別する、ハラスメントを行うまたは見せしめの不利益取扱いを行うことの禁止の例外を定める。

**第4部：入国管理**

障害：16条

**効果**

713 誰かが我が国に入ることを認めない決定または誰かが我が国に滞在することを認めない決定を行うことを含む特定の入国管理決定に関して、彼らが障害を持つことを理由にサービスを供給するまたは公務を行使する際に差別する、ハラスメントを行うまたは見せしめの不利益取扱いを行うことの禁止の例外を16条は規定する。しかしながら、その決定が公益のために必要である場合にのみその例外は適用する。

**背景**

714 これは、新しい例外である。

715 明示の例外は従前には必要とされなかった。なぜならば1995年障害者差別禁止法は、サービスの供給または公務の遂行において直接障害者差別を禁止せず、サービスの供給または公務の遂行に適用された障害に関係する差別が、何人の安全衛生を危険に曝さないことを含む多くの理由により必要である場合に、それは正当化されることができたから。

**第5部：保険等**

障害：21条

**効果**

723 問題の決定が妥当かつ信頼できる情報に基づく場合（定義される）保険業に関連するサービスの供給において障害者を差別することの禁止の例外を21条は規定する。同条は、そうすることが合理的である場合保険供給者が障害者に異なる割増と給付を提供することを可能にする。

## 背景

724 これらの規定は、2005年障害者差別禁止（サービス供給者・任務を遂行する公務）規則の規定の効果を複製することを目的とする。この例外は、法に繰り越された。なぜならば保険者は、彼らが保障している危険に基づいて人々を区別することが必要であることが承認されるから。

## 例

- ・癌に罹る障害者が生命保険証券を申請する。保険会社は、その者の状態の予後を提供するその者の医師からの医学的報告に基づいて生命保険を提供することを拒否する。
- ・保険者は、特定の障害を持つ者のための旅行保険について高い割増に変更する。なぜならば保険数理の証拠がこの障害を持つ人々の心臓マヒの危険が増加することを示すから。

## 第9部：運輸

## 障害への適用：32条

## 効果

758 32条は、障害に関して33条と34条に掲げられる例外を適用する。それにより、運輸サービスの供給者が法の障害規定により拘束される程度を規定する。

## 背景

759 これらの規定は、1995年障害者差別禁止法に含まれる規定の効果を複製する。

## 航空運輸：33条

## 効果

760 33条1項は、航空運輸に関連するサービスの供給に関して、差別の禁止が障害に関係する限り、差別の禁止の例外を規定する。

761 33条2項は、法の障害規定と航空機による移動の際の障害者と動作が減少した者の権利に関する2006年7月5日欧州議会ならびに理事会規則（EC）No 1107/2006（「EC規則1107/2006」）との間に別段重複があるところには反復

がないことを保障する。

#### 背景

762 これらの規定は、1995年障害者差別禁止法の規定の効果を複製する。

#### 例

- ・航空会社は、予約サービスが障害者にアクセスできることを保障するためにそれに合理的調整を行うことを要求される。EC規則1107/2006の4条1項a号の毀損を理由に航空機内部の客室環境に何らかの構造的調整を行うことを航空会社は要求されない。
- ・空港の所有者は、航空機に搭乗するための車椅子の補助について障害者に課金する。これは、EC規則1107/2006の違反になるので、法29条は適用されない。しかしながら、同じ空港の所有者が、障害者が空港の駐車場へのアクセスを認めるために調整を行わない場合、これは法の適用範囲に該当する。

陸上運輸：34条

#### 効果

763 34条は、掲げられるものを除き、陸上の人々の運輸のすべてのサービスについて法29条の例外を規定する。掲げられる車両の定義は附則2の4条に含まれる。

#### 背景

764 本条は、1995年障害者差別禁止法の規定の効果を複製する。

#### 例

- ・障害者が彼らの障害を理由にビュッフェ車にアクセスすることができない場合、列車運行会社は、合理的な代替手段を提供することを要求される。

### 附則4：施設：合理的調整

#### 効果

770 障害を持つ賃借人（または将来の賃借人）または共同保有権が設定された土地（commonhold land）の区分所有者もしくはその財産を適法に占有する

障害者が実質的不利益を受ける場合に、「賃貸」施設または「賃貸する」施設の管理者と共同保有権組合（commonhold association）に法20条の合理的調整を行う義務がどのように適用され、その結果障害者とその施設を享有しまたは利用することができるかを本附則は説明する。本附則は、その義務は、物理的特徴の撤去または変更を要求しないことを定め、これらの目的のために「物理的特徴」ではないものを明確にする。調整のための要求が障害者によりまたはそのために行われる場合にのみその義務は適用される。

771 本附則はさらに、「共通部分」、たとえば共同住宅群の玄関ホール、に関して法20条の合理的調整を行う義務がどのように適用されるかを説明する。これらの規定は、物理的特徴に詳細に関係し、障害を持つ賃借人または彼らを代表する者が調整を要求する場合共通部分の責任者（たとえばイングランドとウェールズでは家主、または共同保有権が設定された土地の場合には、共同保有権組合）により従わなければならないプロセスを定める。これは、要求が行われてから合理的期間内に遂行されなければならない影響を受けるその他の者との協議プロセスを含む。責任者が障害者の不利益を避けるために調整を行うことを決定する場合、彼らの権利と責任を定める書面による合意が彼らの間に締結されなければならない。法37条は、スコットランドにおける共通部分について相当するプロセスを規定する。

772 本附則はさらに、合理的調整を行うことにコストがかかることを理由に管理者または責任者が障害を持つ賃借人に見せしめの不利益取扱いを行うことを違法とする。

### 背景

773 本附則は、1995年障害者差別禁止法の類似の規定を部分的に置き換える。しかしながら、法は、賃貸居住施設または commonhold に基づいて所有される施設の共通部分の物理的特徴への障害に関係する変更について新しい要件を導入する。

### 例

- ・家主は、家賃を滞納するすべての賃借人に対し書面で通知し、滞納分が減

らない場合にはその後訪問することを通常の方法で通知した。学習障害を持つ者は、家主に対し彼は標準の英語を読むことができないので、彼が滞納していることが分からないことを説明する。彼は、滞納について人づてにまたは電話で通知されることを要求する。学習障害を持つ者が家賃を滞納しているときを説明するために家主は彼を訪問するまたは電話をかける手配をする。この人的接触は、家主が行う合理的調整になりうる。

- ・家主は、障害を持つ賃借人が共有の玄関扉にアクセスすることを容易にするために傾斜路を備え付けることを彼女により要求される。家主は、その傾斜路により影響を受けると彼が考えるすべての人々と協議しなければならず、それを提供することが合理的であると彼が考える場合、傾斜路の費用支払いの責任のような事項を定める書面による合意を彼はその障害者と締結しなければならない。家主は、その賃借人が変更を行うコストを支払うことを主張することができる。

## 注

イギリス法において、人が明示的に信託を設定しない場合でも、人の行動から推定される意思から生じる信託は、復帰信託（resulting trust）として保護される。人が財産の収益を引き渡す意思の証拠なしに財産の法的権原を別の者に移転する場合、コモンロー上、通常、その財産は譲渡者のための復帰信託において保有されると推定される。同様に、購入金銭を提供した者以外の者の名義で財産が購入される場合、エクイティ上、その財産はその資金を提供した者のための復帰信託において保有されると推定され、購入金銭を提供する者と別の者の共同名義で財産が購入される場合、復帰信託が適用される結果、収益の全部はその対価を提供した者により維持されることになる。

たとえば、Aが財産を購入させる目的で、貸付金としではなく、Bに金銭を支給した場合には、反対の意思の証明がなければ、Bは、当該財産をAのための復帰信託に基づいて保有するものと推定される。しかし、この推定は、前渡しの場合と称される反対の推定により、その効果を相殺される場合がある。ただし、コモンロー上、父親から子ども、父親から継子、父親から養子、夫から妻または男性から婚約者への財産の移転に関与する場合において前渡しの推定は適用されるが、男性から情婦、妻から夫、母親が子どもの親としての地位を占めるとみなされない限り母親から子どもへの財産の移転に関与する場合において前渡しの推定は適用されてこ



かった。

この前渡しの推定の偏った適用が現在までも継続されることは、時代錯誤的であるとともに、性の平等と婚姻上の地位を理由とする差別禁止に違反するとの批判を受けた。また、配偶者の権利と責任の平等を規定する欧州人権条約第7選択議定書5条と、差別の一般的禁止を内容とする第12選択議定書1条に違反することから、イギリス政府がそれらの選択議定書を批准する上での障害になると考えられた。そこで、前渡しの推定の適用対象を拡大するか、または、前渡しの推定そのものを廃止するかが政策課題となった。2010年平等法は、廃止を選択した。Georgina Andrews, *The Presumption of Advancement: Equity, Equality and Human Rights*, [2007] 71 *The Conveyancer* 340.